

議案第 28 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 4 1 号ア ㊦ b を次のように改める。

- b 共用部分（共同住宅等のうち住宅部分以外の部分をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (a) 300 平方メートル以内のもの 8,600 円
  - (b) 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 15,000 円
  - (c) 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 24,000 円
  - (d) 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 73,000 円
  - (e) 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 117,000 円
  - (f) 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 147,000 円
  - (g) 25,000 平方メートルを超えるもの 184,000 円

別表第 4 1 号イ ㊦ b 及び c を次のように改める。

- b 共用部分 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (a) 300 平方メートル以内のもの 100,000 円

- (b) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
126,000円
- (c) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
165,000円
- (d) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの  
258,000円
- (e) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  
331,000円
- (f) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの  
396,000円
- (g) 25,000平方メートルを超えるもの 461,000円
- c 非住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (a) 誘導基準に適合することを確認する方法として、別に市長が定める簡易な評価方法（以下この号において「モデル建物法」という。）を用いる場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - i 300平方メートル以内のもの 83,000円
    - ii 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
106,000円
    - iii 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
140,000円
    - iv 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの  
227,000円
    - v 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  
296,000円
    - vi 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの  
356,000円
    - vii 25,000平方メートルを超えるもの 418,000円
  - (b) (a)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - i 300平方メートル未満のもの（誘導基準のうち住宅に係る外壁、窓

等を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合する措置が講じられる  
場合に限る。) 121,000円

ii 300平方メートル以内のもの(iに掲げる場合を除く。)  
209,000円

iii 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
262,000円

iv 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
338,000円

v 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの  
483,000円

vi 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のも  
の 595,000円

vii 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のも  
の 704,000円

viii 25,000平方メートルを超えるもの 803,000円

別表第43号ア(7)及び(4)を次のように改める。

(7) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令  
(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに掲  
げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金  
額

a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
25,000円

b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
36,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
91,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
137,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
171,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 212,000円

(i) (7)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
29,000円

b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
41,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
97,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
144,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
178,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 221,000円

別表第43号イ(7)及び(i)を次のように改める。

(7) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
106,000円

b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
140,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
227,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
296,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
356,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 418,000円

(i) (7)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に

定める金額

- a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
274,000円
- b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
353,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
505,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
622,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
735,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 838,000円

別表第45号ア(㊦)及び(㊩)を次のように改める。

(㊦) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
25,000円
- b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
36,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
91,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
137,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
171,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 212,000円

(㊩) (㊦)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

29,000円

b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
41,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
97,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
144,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
178,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 221,000円

別表第45号イ(7)及び(8)を次のように改める。

(7) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
106,000円

b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
140,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
227,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
296,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
356,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 418,000円

(8) (7)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
274,000円

b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

353,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
505,000円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
622,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
735,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 838,000円

別表第47号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号ア(例)を次のように改める。

(例) 住宅の用途に供しない建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル未満のもの 8,000円

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
15,000円

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
25,000円

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
76,000円

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
121,000円

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
152,000円

g 25,000平方メートル以上のもの 191,000円

別表第47号イ(例) a及びbを次のように改める。

a 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満のもの 82,000円

- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
105,000円
  - (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
138,000円
  - (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
224,000円
  - (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
293,000円
  - (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
353,000円
  - (g) 25,000平方メートル以上のもの 414,000円
- b aに掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (a) 300平方メートル未満のもの 216,000円
  - (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
271,000円
  - (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
350,000円
  - (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
500,000円
  - (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
616,000円
  - (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
728,000円
  - (g) 25,000平方メートル以上のもの 831,000円
- 別表第48号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。
- 別表第49号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ア(㊦)を次のように改める。
- (㊦) 住宅の用途に供しない建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 300平方メートル未満のもの 8,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
15,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
25,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
76,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
121,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
152,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 191,000円

別表第49号イ(㊦) a及びbを次のように改める。

- a 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (a) 300平方メートル未満のもの 82,000円
  - (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
105,000円
  - (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
138,000円
  - (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
224,000円
  - (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
293,000円
  - (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
353,000円
  - (g) 25,000平方メートル以上のもの 414,000円
- b aに掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 300平方メートル未満のもの 216,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
271,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
350,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
500,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
616,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
728,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 831,000円

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、審査手数料に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。